

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	水保地区 (鎌合内・地武内・谷地頭・原ノ町・赤林・地武内屋敷・太夫五郎内・前古屋・茶畑・向田・桜下・蟹田・玉ノ木・白津・相沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地中間管理機構の利用意向が高いものの、農業者の平均年齢75歳と高齢化が進み、規模縮小を考えている農家が多く、専門の担い手の減少や労働力不足、後継者不足などにより、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、鳥獣被害が多く発生しているため、更なる対策を検討する必要がある。

#### 【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稲、野菜類、果樹、畜産

当地区に耕作地を持つ認定農業者: 25名

認定新規就農者: 1名

団体経営体: 5経営体

多面的機能保全組合: 3組織

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域ぐるみで鳥獣害被害防止対策に取り組み、農地を守っていく仕組みを構築する。また、地域の主要作物である水稲について農地の集積・集約化を進めるとともに、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農業を営む者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地の保全・管理を行い、農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	576 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	576 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、多面的機能保全組合が活動していく中で今後検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携して相談体制を確立し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--